七尾市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成２３年１２月５日施行
令和８年９月１日改定

（目的）

１　このガイドラインは、本市の職員（以下「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディア（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市政情報等を発信するために必要な指針を定める。

（適用）

２　このガイドラインは、ソーシャルメディアのうち、次の媒体を日常業務の一環として使用するすべての職員に適用する。

⑴Twitter
⑵Facebook
⑶YouTube
⑷Instagram
⑸LINE

（基本原則）

３　ソーシャルメディアによる情報発信に関する基本原則は、次のとおりとする。

⑴職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
⑵法令、当ガイドライン、他に定める運用規定等を遵守すること。
⑶職務上知り得た秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
⑷利用者（職員を含む。）の基本的人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
⑸公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
⑹取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
⑺誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
⑻投稿する写真、動画については、画面内に非公開情報、掲載許可を得ていない対象等が写りこんでいないか、投稿の前に必ず確認を行うこと。
⑼利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

（禁止事項）

４　ソーシャルメディアによる情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。

⑴誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報を発信すること。
⑵人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
⑶職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く）。
⑷違法行為または違法行為をあおる情報を発信すること。
⑸職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
⑹市及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
⑺わいせつな内容を含む情報を発信すること。
⑻信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）を発信すること。
⑼重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く）。
⑽職員の身分以外の者に情報発信させること。

（ホームページへの表示）

５　秘書広報課は、各所属のソーシャルメディアでの情報発信の状況をまとめてホームページ上に記載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。